

当社工場敷地内の地下水に関する自主調査の結果、一部の地点で法令で定められた環境基準を上回る物質が確認されたため、その調査結果および環境保全対策についてお知らせします。

1.経緯

当社株式の譲渡検討の際、新たに親会社となる日本ガイシ(株)の要請により、工場敷地内の地下水調査を行いました。

2.調査場所

(1)名称 NGKエレクトロデバイス株式会社 本社・工場敷地
(2)所在地 山口県美祢市大嶺町東分字岩倉2701番の1

3.調査および対策検討期間

2014年 3月～2015年 6月

4.調査結果

(1)2014年3-4月に化学物質使用履歴より、敷地内地下水調査(9地点)を実施し、全て法基準内でした。
(2)同年9-10月、さらに敷地内境界線の地下水調査(12地点)を実施し、内1地点で法基準値を超える第1種特定有害物質(揮発性有機化合物)が検出され、その後数回にわたり汚染範囲の特定および対策用の調査を実施しました。

5.汚染の原因(推定)

発生場所より、敷地内一部工場で1984年まで使用していた第1種特定有害物質(揮発性有機化合物)の一部が地下浸透したと思われます。

(注1)1984年12月に山口県環境部長より、「トリクロエチレン等の排出に係る暫定指針」の通達があり、それ以後、行政指導・関係法規等に従い、確実な管理を実施しています。

6.対策の概要

(1)敷地内の汚染された地下水の環境保全対策として、特定された汚染地域幅約65mの範囲にバリア井戸を設置し、地下水を汲み上げ、新設の排水処理施設で適正処理を行い、河川に放流します。
(2)処理水の放流水質は、水質汚濁防止法の排水基準の1/2以下(自主管理基準値)とします。
また、各井戸の水質が、地下水基準に適合するようになった時点で、本処理は終了します。

(注2)バリア井戸:適切な排水処理をするために対象範囲の地下水を汲み上げて、汚染の流出を防止する井戸

(参考 1)検出結果(最大値)

(単位:mg/L)

検出物質	地下水基準値	地下水検出値 (最大値)
テトラクロエチレン	0.01	0.160 (16倍)
トリクロエチレン	0.01	0.063 (6倍)
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.620 (16倍)
塩ビモノマー	0.002	0.051 (26倍)

(注3) ()内数値は地下水基準値に対する倍率

(参考 2)放流水質(自主管理基準)

(単位:mg/L)

検出物質	法規制値 (排水基準)	放流水質 (自主管理基準)
テトラクロエチレン	0.1	0.05以下
トリクロエチレン	0.3	0.15以下
1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.2 以下
塩ビモノマー	—	—

7.健康への影響

河川および美祢市の水道源で当該物質が検出されていないため、問題ないと考えています。

8.お問い合わせ先

NGKエレクトロデバイス株式会社 総務部長 梅田
山口県美祢市大嶺町東分字岩倉2701番の1 (Tel : 0837-54-0175)

(周辺図)



出典：国土地理院ホームページ (<http://maps.gsi.go.jp/>)